プロポーザルに関する質問・回答について (回答)

物 件 名 : 白井市水道料金・下水道使用料徴収業務委託事業者選定プロポーザル

白井市水道料金・下水道使用料徴収業務委託事業者選定プロポーザルに関する質問がありましたので、下記のとおり回答します。

No.	質問	回答
1	【業務仕様書 2P】第6条3 現受託者の営業所及びコールセンター の電話回線設置数をご教示下さい。	電話4回線 FAX1回線 コールセンターはなし
2	【業務仕様書 3P】第 10 条 現受託者における、千葉県企業局への事 務委任開始前と開始後の従事者数(正規 社員、非正規社員、事務パート、検針員、 集金専門員)をそれぞれご教示下さい。	県水一元化前、後変わらず 社員3名 事務パート5名 検針員6名
3	【業務仕様書 6P】第 23 条 (2) 契約解除 又は契約期間満了に伴う措置について、 受託者変更の場合、契約期間満了翌月 4 月中の前年度入金分に関する、月次、年 次帳票の出力及び発注者への提出は前 受託者が行うとの認識でよろしいでし ようか。	お見込みのとおり。
4	【業務仕様書 7P】第 25 条 2 (2) ①と (3) 受注者の事前措置について、「受注者は、次に揚げる事項を記載した業務工程表を作成すること」とありますが、オンラインシステム構成図及び取扱いデータの保護に関する事についてとはどのようなものかサンプルをご提示ください。	提示することはできませんが、オンラインシステム構成図とは、構成する機器等を概略化して示した図です。また、取扱いデータ保護に関する事ついては白井市個人情報保護条例等に基づいたものです。詳細については、受託者決定後に協議します。

5	【業務仕様書 8P】第 26 条 (5) 委託事務 の引継について、「引継ぎに要する費用 は委託料の算定対象から除き、委託料の 支払いは行わない。」とありますが、これ は前受託者からの移行データの引渡しに係る引継ぎ費用のみを指しているのでしょうか。それとも準備期間中の委託 業務全般に係る費用を指しているのでしょうか。また、引継ぎ費用はどこに盛り込むべきなのか、それとも盛り込むことは出来ないのでしょうか。	準備期間中の委託業務全般に係る費用を指しています。
6	受注者が作成する日次、月次、年次及びその他統計資料の帳票一覧をご教示下さい。	提示することはできませんが、委託している各業務(検針業務、開閉栓業務、収納業務、滞納整理業務、下水道認定業務、その他)に関して、その実績数(検針件数、開閉栓件数等)の集計及び報告です。
7	検針お知らせ票、納入通知書、督促状、 催告書等の受託者が用意する、すべての 帳票一覧及び各種サンプルの片面、両 面、モノクロ、カラー(カラー印字箇所) かが分かるようご提示ください。また、 オンライン機能での出力帳票種類もお 願いします。	提示することはできませんが、委託している各業務に関する帳票です。 主なものとして、定例納入通知書、上下水道督促状、下水道使用料督促状、督促状納入通知書、下水道催告状納入通知書、再振替のお知らせ、口座振替の案内、量水器取替工事施工票(井戸用)、量水器取替工事施工票(水道用)等です。
8	帳票類の発行から郵送までの処理についてですが、受託者のデータセンターで 帳票出力及び圧着加工を行い、その後営業所へ配送し帳票の仕分けや引き抜き を行った後に郵便局へ持ち込み発送する。このような一連の方法で取扱い致しましても問題ありませんでしょうか。	問題ありません。
9	現受託者の各金融機関との口座振替請 求方法を(伝送または媒体)それぞれご 教示下さい。また、千葉県企業局への事	口座振替の請求方法は、受託者と各金融機関との 契約となるため承知しておりません。また、千葉 県企業局への事務委任期間終了は現時点ではあ

	T	
	務委任期間が終了した場合の取扱い金 融機関数の増減はあるのでしょうか。有	りません。
	りの場合は金融機関数をご教示下さい。	
1 0	令和3年1月の定例検針期間、納入通知書の発送日と納期(口座振替日)など、調定から給水停止執行日に至るまでの、業務スケジュールをご教示下さい。	令和3年1月 ・検針期間1月15日~1月29日 ・定例納入通知書等の発送日2月16日→納期 (口座振替日)3月1日 ・督促状等発送日 3月18日→納期(口座再振替日)3月29日
		・再振替不能者への納入通知書発送4月6日→納期4月16日 ・予告状配布4月27、28日→給水停止執行前 夜間訪問5月25日→給水停止執行日6月1日
1 1	現在の取扱い金融機関をご教示下さい。	現受託会社契約の金融機関 銀行:千葉、みずほ、三菱 UFJ、りそな、埼玉り そな、三井住友、常陽、筑波、千葉興業、きらぼ し、三菱 UFJ 信託、みずほ信託、三井住友信託、 京葉、東日本、東京スター 信用金庫:千葉、東京ベイ、東京シティ、東栄、 亀有、小松川、朝日、東京東、城北 信用組合:銚子商工 農業協同組合:市川市、八千代市、千葉みらい、 ちば東葛、西印旛、とうかつ中央 労働金庫:中央労働金庫
1 2	現受託者が業務で使用している、車両台 数(車、バイク)をそれぞれご教示下さ い。	車1台 バイク2台
1 3	現受託者営業所窓口において、水道料金 等の支払い受付件数の前年度実績をご 教示ください。	前年度窓口支払件数は261件

	イ本旧人翌日、の古弥チン#FB /M/	V O O L da h
	千葉県企業局への事務委託期間(徴収一	No. 9のとおり。
1 4	元化)の終了時期は、現在、既にお分か	
	りなのでしょうか。お分かりの場合ご教	
	示下さい。	
	【業務水準書 3P】4 (1) 検算業務につい	令和2年度再調査件数1,533件
	て、使用水量の増減や積荷等により、再	
1 5	度検針及び現地調査を行った前年度の	
	実績件数をご教示ください。	
	【業務水準書 3P】5(2)調定及び調定更	白井市下水道条例第24条及び附則第5項のと
	正に係る業務について、下水道使用料の	おりです。なお、利率等については、国税庁のホ
	延滞金の計算式及び調定のタイミング	ームページ、「延滞税の割合」を参照ください。
	をご教示下さい。	・延滞金計算方法
		基礎金額×日数×利率/365(1円未満切り捨て)
1 6		※2,000円以上を計算対象とし、1,000円
		未満の端数を切り捨てる。
		定例納期限の翌日を起算日とし、納付日までを日
		数とする。(但し、督促状を発送していること。)
		・調定のタイミング
		延滞金の収納が確認できたとき。
	【業務水準書 4P】6(11)収納業務につ	お見込みのとおり。
	 いて、「あて先不明分の・・・公示送達の	
	 一覧を作成すること。」とありますが、公	
1 7	 示送達の一覧とはエクセルで作成した	
	ものでよろしいでしょうか。	
	· · ·	
	【業務水準書 6P】9、開閉栓及び精算業	市営区域
1 8	務について、令和2年度の市営区域にお	給水開始(再開): 491件
	ける給水開始(再開)件数、中止件数と	中止件数:524件
	現地精算件数及び県営区域の下水道使	現地精算:7件
	 用開始、中止件数、現地精算件数をご教	県営区域
	示下さい。	下水道使用開始:40件
		※中止件数については県企業局の管轄のため不
		明
		⁷

1 9	千葉県企業局への事務委任の期間終了時、千葉県企業局給水区域での委任期間中の下水道使用料データを受託者が用意するシステムに移行する必要はありますでしょうか。また、移行する必要がある場合、データ抽出については無償で	No. 9のとおり。
	抽出いただけるのでしょうか。有償の場合はデータ抽出費用の見積額をご教示下さい。	
	現受託者の電子計算処理システムの文	文字コード:SJIS
2 0	字コード及び外字数をご教示下さい。	外字数:使用しておりません
	受注者が用意するシステムから他シス	CVS (コンビニ) 受信用
	テムへのデータ連携はありますでしょ	OCR 読取機
2 1	うか。ある場合は、どのようなシステム	
2 1	へのデータ連携が必要かをご教示下さ	
	V	
	千葉県企業局への事務委任期間が終了	No. 9のとおり。
	した場合、県営区域の下水道使用料に対	
	する納入通知書、督促状等の発行及び各	
2 2	金融機関との口座振替データの授受に	
	ついては、発注者からの貸与システムを	
	利用して行うとの認識でよろしいでしょうか。	
	\$ J N⁴0	
	漏水減免以外に福祉減免等の取扱いは	福祉減免等あります。
2 3	ありますでしょうか。	
	【電算特記仕様書 1P】2(2)受注者の実	提示することはできませんが受託者の裁量で構
2 4	施措置について、計算処理業務フロー図	いません。
	及び電算業務実施説明書のサンプルを	
	ご提示ください。	

2 5	【電算特記仕様書 4P】3システム端末等について、現受託者は検針用及び収納用ハンディターミナルをそれぞれ何台で業務を行っておりますでしょうか。また現在、検針後のデータの吸い上げは最大何台同時に実行していますでしょうか。	検針用 HHT: 10台 収納用 HHT: 6台 吸い上げは1台ずつ実行
2 6	【電算特記仕様書 8P】5 (1) ①収納消込 処理について、「通常収納消込が、原則 12 回以上できること。」とありますが、1 調定に対してでしょうか。また、なぜ 12 回以上なのか理由をご教示下さい。	1調定に対してです。また、12回以上としているのは分納対応のため。
2 7	【電算特記仕様書 8P】5 (3) ③ 口座処理について、「磁気媒体及び納入 通知書等で口座振替のデータ受渡しが できること」とありますが、納入通知書 での受渡しはどのようなケースで行う のでしょうか。	口座振替利用者(登録者)が少ない金融機関に関しては、納入通知書を各金融機関へ送付し、その対象者を口座振替しています。
2 8	【経費の負担区分】について、各金融機 関との口座振替手数料等の契約交渉に 際し、貴市の協力はいただけるのか。ま た、現在の口座振替手数料及び金融機関 窓口収納手数料の単価をご教示下さい。	各金融機関と受託者との契約になります。また、 手数料も各金融機関と受託者が交渉を行うため 承知しておりません。
2 9	【経費の負担区分】について、各金融機 関と口座振替請求方法(伝送または媒 体)の契約に際し、その初期費用及び基 本・月額費用は受託者または各金融機関 どちらの負担となりますか。受託者負担 の場合は見積額をご教示ください。	経費の負担区分にあるように、受託者です。また 現時点の契約額のご質問と思われますが費用に ついては、プロポーザルの提案において、ご提案 頂ける事項と考えていることから、公表している 資料を基にご提案をお願いします。
3 0	【経費の負担区分】について、各金融機 関との収納手数料等の契約にあたり、各 金融機関の契約窓口となる取りまとめ 支店名をご教示ください。	No. 28のとおり。

3 1	【経費の負担区分】について、現行システムからのデータ抽出については、無償で抽出頂けるのでしょうか。有償の場合はデータ抽出費用の見積額をご教示さい。	現行システムからの抽出業務は現受託者が行い提出します。
3 2	【経費の負担区分】について、令和2年 度における、現受託者が負担した郵送費 の総額をご教示下さい。	No. 29のとおり。
3 3	千葉県企業局エリアの井戸メーター取 替指針の県企業局システムへの入力は、 受託者で行うのでしょうか。	お見込みのとおり。
3 4	【業務水準書 P10】(参考資料)納入場所一覧について、一覧表の欄外に「委託期間内に間接収納から直接収納に切り替えを行う事を検討している」とありますが、時期的なことが決まっていればご教示ください。	時期については未定。
3 5	【経費の負担区分】・口座振替手数料・金融機関窓口収納手数料について、現受託者と金融機関各社が締結している収納事務委託契約において、口座振替、窓口収納に係る手数料額をご教示ください。	No. 29のとおり。
3 6	【経費の負担区分】データ移行費について、「当初のデータ移行に係る経費」とは 既存料金システムからのデータ抽出に 係る費用を示すものかご教示ください。	お見込みのとおり。
3 7	【プロポーザル実施要領 P2】2(7)その他について、1億2千万円を限度とした保管金融機関の保証書等の担保を提出することとありますが、間接収納の間は毎年1億2千万円を限度とした保管金融	お見込みのとおり。

	機関の保証書等の担保を提出するとの	
	認識でよろしいでしょうか。	
	【プロポーザル実施要領 P7】12. その他	お見込みのとおり。
	提案(実現可能な技術提案及び本市への	
3 8	有益な提案について、業務提案書に記載	
3.6	した提案事項は全て見積額に含むもの	
	との認識でよろしいかご教示ください。	
	【提案書の提出】提案書の提出時の留意	審査の公平性、透明性の観点から、参加者の商号
	 点について、提案書の提出にあたり、会	又は名称を伏せて審査を行うため、提案書に名称
	 社名記載の有無についてご教示くださ	等の記載や連想させるマーク、フレーズ等は使用
3 9	l's	しないようお願いします。
		なお、プレゼンテーションの実施順は、提案書(2
		次審査提出物)の受付が遅かった者から順に行い
		ます。
	 業務水準書3頁から4頁、	ISDN 回線を使用していますが、令和3年度中に光
	5 調定及び調定更正に係る業務、	回線に変更予定です。
	6 収納業務、記載の口座振替データ授	
4 0	受及びCVSデータ受信について、口座	
	振替データの授受及びCVSデータの	
	受信に際しての現在使用している通信	
	回線の種別をご教示ください。	
	白井市水道料金・下水道使用料徴収業務	お見込みのとおり。
	に係る電子計算処理業務等 特記仕様	
	書 P7	
	第5 システムの機能	
	4 調定業務に関する事項	
	(1)調定処理 ②納入通知書が、送付	
4 1	先単位でも出力できることについて、送	
	付先を個別に設定しているものは、納入	
	 通知書の宛先に送付先が出力される。個	
	 別に設定していない場合には、宛先に使	
	用者が出力されることで、解釈してよろ	
	しいでしょうか。	

	白井市水道料金・下水道使用料徴収業務	中止中のメーター検針について、開栓中世帯と同
	に係る電子計算処理業務等 特記仕様	一タイミングで毎回検針します。また、給水停止
	書 P4、第3 電子計算処理の設備等	中世帯の検針も行います。
	3 システム端末等(3)⑧中止中のメ	
4 2	ーター検針が可能であることについて、	
	開栓中世帯と同一タイミングで毎回検	
	針するのでしょうか。また、給水停止中	
	世帯の検針は行うのでしょうか。	